

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県田川郡大任町大字今任原三三八番地

株式会社若草

代表清算人 奥永 則子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県京都郡苅田町大字南原一六八五番地七

株式会社万里不動産

代表清算人 藤川 敏

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

長崎県佐世保市祇園町四番一五号

有限会社三容

清算人 安井 千賀

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

熊本県宇城市松橋町松橋一〇二二番地四

株式会社ベルコレーション

代表清算人 齊藤江里子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

沖縄県那覇市泊二丁目一番一八号

株式会社サナイラ

代表清算人 上原 誠

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福井県三方上中郡若狭町島の内第一四号二番地

農事組合法人MMK

清算人 熊谷 竜太

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都清瀬市中里三丁目八九二番地七

清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合

代表清算人 並木 一工

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和七年十二月十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県久留米市善導寺町飯田六二〇番地二

清算法人山本豊田土地改良区

清算人代表 手島富士雄

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月二十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

秋田県能代市花園町二七番四一

医療法人ねもとクリニック

清算人 根本 大輔

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月二十二日大阪府保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪市東住吉区往道矢田一丁目二五番五号

医療法人松山診療所

清算人 松山 茂樹

解散公告(第三回)

当法人は、大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪府西区九条二丁目一二番二一

医療法人回生会

清算人 河野 実

解散公告(第三回)

当土地改良区は、令和七年十二月十七日に福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県田川市大字伊加利一七三番地一

清算法人上伊加利土地改良区

代表清算人 長谷川義晴

第9期決算公告

令和8年1月22日

宮城県東松島市野蒜字亀岡80

貴凜庁株式会社

代表取締役 江口紀代子(三井紀代子)

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資の産部	流動資産	52,095
	固定資産	143,155
	合 計	195,250
純負債及び部	流動負債	16,967
	固定負債	184,437
	資本	△6,154
	剰余金	71,480
	資本剰余金	73,980
	利益剰余金	73,980
	その他利益剰余金	△151,614
	(うち当期純損失)	△151,614
	合 計	195,250